

再生可能エネルギー地域理解促進業務仕様書

1 委託業務の名称

再生可能エネルギー地域理解促進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託業務の目的・趣旨

本県では、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしているが、再エネの導入に当たっては、地域における再エネについての理解が必要不可欠である。

本業務は、地域の産業を支える重要な役割を果たしている県内の事業者に対し、再エネの必要性や導入メリット、再エネ施設と地域の共生等について理解を深めるバスツアーを開催し、地域と共生した再エネの導入を促進することを目的とする。

4 委託業務内容等

県内の事業者を対象に、再エネ施設の見学（運営事業者からの説明を含む）、施設設置地域における地元関係者による講話及び意見交換会を含むバスツアー（以下「ツアー」という。）の企画、調整及び運営を行うもの。

（1）実施回数等

回数：1回（日帰り）

開催時期：11月～1月の間

（2）定員

30名程度

（3）内容等の条件

ア ツアーでは、再エネ施設（過年度の同業務で訪問した（ア）及び（イ）の施設を除く。）を1か所訪問することとし、施設の選定に当たっては、地元事業者等が関わり、地域資源の活用や地域課題の解決に向けた取組を行うことで、地域に貢献していると評価されているもので、地元事業者等をはじめとする地域が主体となって進める再エネ事業について理解を深められるような施設とすること。

なお、発電事業者から説明を行う際は、施設の概要とともに、事業の立ち上げから事業化に至るまでのプロセス、具体的な地域貢献策を含むものとし、再エネ事業を活用した地域づくりについて自分事として考える契機となるような内容とすること。

また、日帰りの行程が組める適当な施設がある場合は、宮城県内に限らなくても差し支えない。

（ア）令和6年度事業

グリーンパワー住田遠野風力発電所（岩手県遠野市）、楸バイオマスパワーしずくいし（岩手県雫石町）石巻魚市場（宮城県石巻市）、ユーラス石巻ウィンドファーム（宮城県石巻市）

(イ) 令和7年度事業

土湯温泉バイナリー発電所とオニテナガエビ養殖場（福島県福島市）、飯豊町ながめやまバイオガス発電所（山形県飯豊町）、バイオガス施設南三陸BIO（宮城県南三陸町）

イ 地元関係者の講話については、地元関係者と運営事業者との関係性や、地元関係者がどのような思いで地域と関わってきたか、施設がどのような点で地域に貢献していると捉えているか等の内容を含むものとする。

ウ 意見交換会については、訪問先の地元関係者や運営事業者等にも参加を依頼し、参加者が県内で地域の特性を踏まえた再エネ事業の導入につなげることを目的に、参加者が抱えている再エネ事業導入の課題等について、地元関係者や運営事業者を含め参加者同士で意見交換する内容を含めること。また、ファシリテーターを配置すること。

エ 移動中に参加者が、再エネの必要性や導入メリット、再エネ施設と地域の共生等について理解を深めることができるコンテンツの提供を行うなど、移動時間の使い方にも工夫すること。

(4) ツアー参加費等

交通費、施設見学費、昼食費を含め無料とすること。また、参加者の人数やアレルギーの有無等を考慮の上、提供する昼食は予め決めておくこと。

(5) 交通の手配及び運行並びに会場の確保

ア 移動手段は貸切バスによることとし、円滑な移動ができるよう手配及び運行を行うこと。

イ 講話や意見交換会で使用するための会場を用意すること。

ウ 旅行業法、道路運送法その他本業務の実施に当たり必要な法令を遵守するとともに、リスク管理を徹底すること。

エ 当日は県職員2名程度がバスに同乗の上、同行することとする。なお、昼食費は県職員負担とする。

(6) 参加者の募集及び広報

ア ツアーの参加者の効果的な募集方法を提案し、発注者と協議の上で募集方法等を決定すること。

イ 参加者の募集及び広報に当たっては、参加申込に必要な項目を入力できる申し込みフォームを作成し、参加者の申込を受け、参加者情報を管理すること。また、参加申込や開催内容に関する問合せがあった際の対応を行うこと。

ウ 参加者に対し、ツアー中に広報用の撮影があるため、顔が映る可能性があること、インタビューを受ける可能性があること、また、その画像又は映像を使用して広報（宮城県公式 YouTube、ホームページ及び各種広報物における掲載を含む）を行うことについて説明し、事前に了承を得ること。

(7) 効果測定の実施

参加者に対するアンケート等を実施し、事業の効果測定を行う。特に、ツアーが参加者の再エネ発電事業導入に与えた影響を把握するため、ツアー後一定期間を置いてフォローアップをすること。

5 包括的事項

- (1) 委託業務に係る内容は、発注者と適時調整しながら決定すること。なお、調整の結果、実施スケジュールや提案内容等を変更・修正することがある。
- (2) 本仕様書に掲げる事項のほか、本業務の目的に資する事項があれば提案すること。
- (3) 訪問先等との日程、内容、コース調整、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受注者が実施すること。
- (4) 不備や遅滞なく円滑に委託業務を遂行するため、適切な実施体制を構築すること。
- (5) ツアー中に発生した事故へ対応するために、受注者は国内旅行傷害保険への加入等万全な安全対策を講じること。
- (6) ツアー中に発生した事故における対応及び賠償については受注者の負担において実施する。
- (7) ツアーの実施に係る募集案内や看板等には、県事業である旨を表示すること。
- (8) 訪問先の会場使用料、会場設備、会場運営にかかる費用、協力企業等への謝金・旅費、デザイン費、印刷その他各種資料及び報告書作成費等、本業務に係る一切の経費については、この契約金額に含まれるものとする。
- (9) 国や県の指針に照らし、必要に応じて感染症の感染拡大防止対策を取ること。

6 協議及び打合せ

受注者は業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行う。

7 必要な許認可

本業務の実施に必要な許認可や訪問先への申込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。

8 成果物

次の成果物を発注者に納品すること。(納品場所：宮城県環境生活部環境生活総務課)

成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
業務完了報告書（記載事項は(1)～(2)のとおり）	紙	1部	委託期間満了日まで
	電子媒体（DVD等）	1部	
本業務で撮影した映像、画像素材等	電子データ（WMV等 YouTube にアップロードできる形式）を記録した電子媒体（DVD等）	1式	

- (1) ツアーの実施状況（ツアーの名称、開催日、開催場所、開催内容、参加者の募集方法、参加者数の実績等）
- (2) 当日アンケート・フォローアップ結果

9 その他

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、

その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自らまたは発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。
- (4) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において調査・確認を行うこと。
- (6) 受注者は、契約締結後速やかに事業に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告する。
- (7) 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) ツアー参加人数の減少等に伴い事業の規模を縮小する場合において、必要経費を減額する場合は、契約の変更を行うこと。
- (9) 天候や災害、感染症等の影響によりツアーの実施に支障があると想定される場合は、ツアー開始前に発注者と協議の上、中止を決定すること。また、ツアーの中止を決定した場合、受託者は、可能な限り発注者に代替案を提案し、協議すること。代替案は、原則として委託料の上限額内で実行可能なものとする。ただし、ツアーを中止又は代替案を実施する場合において、必要経費を減額する場合は、契約の変更を行うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第15 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生

場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。